

地域社会学会倫理綱領

〔策定の趣旨と目的〕

本倫理綱領は、地域社会—都市社会、農山漁村を問わず—に生きる人々の幸福を願って研究を進める地域社会学会会員が、相互に共有すべき倫理のあり方を示すものである。会員は、研究および調査対象となる市民や、研究および調査をともにおこなう共同研究者と協働関係を取り結ぶことによって、また、正当な手続きと実証的・科学的手法をもって研究をおこなうことによって、そしてより高度な、かつ深い知見を得ることによって、地域社会に貢献するものである。ここに会員は、人に誠実・学問に誠実・社会に誠実であることを宣言する。

第1条（研究目的の妥当性） 会員は、社会的責任を自覚し、社会正義と人権保護の観点から倫理的に妥当な研究をおこない、社会的信頼の確保をはからねばならない。

第2条（研究方法の科学性と研究成果の公表） 会員は、研究成果が人々の幸福と社会福祉と知の発展に貢献できるよう、妥当な手続きと科学の発展をはかった研究をおこない、適切な方法で公表しなければならない。

第3条（差別・ハラスメントの禁止） 会員は、個人の人格を尊重し、属性・価値観の多様性に鑑み、研究者や研究の対象となる人々にたいし、いかなる差別もハラスメントもおこなってはならない。

第4条（調査過程における科学性の確保） 会員は、既存の研究および調査結果の知見をふまえ、調査における目的・方法・データ収集・データ分析などの全過程において、適切な理解による知識と技法にもとづいて、実証性・科学性を確保するよう努めなければならない。

第5条（調査対象者への説明責任） 会員は、調査対象者にたいして、調査の目的とその意義について、あらかじめ明確に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

第6条（調査対象者の保護） 会員は、調査の実施から結果の公表にいたる全過程において、調査対象者および関係者の人権やプライバシーを最大限に尊重し、それに配慮しなければならない。また、公表にあたってはできうるかぎり事前に対象者の了解を得るよう努めなければならない。

第7条（調査結果の妥当性に関する説明責任） 会員は調査の成果の公表に際して、調査の全過程を開示し、当該調査および調査結果がその実証性・科学性において妥当であると判断するにたる根拠を示し、調査結果の信頼性を確保せねばならない。

第8条（データの管理と利用） 会員は、調査プロジェクト終了後においても、データ管理・データ利用に関し、その適正な運用に努めなければならない。

第9条（共同調査における合意形成） 会員は共同調査に際し、協働の観点にたち、役割分担、データの入手法、データへのアクセス・データ利用、著作権、資金使用、成果発表の内容・時期などについて、お互いに明確な合意を形成するよう努めなければならない。

第10条（共同調査による調査対象者の保護と科学性の確保） 会員は、研究機関との共同調査のみならず、行政、企業、各種団体との共同調査においても、調査対象者の保護な

らびに調査過程における実証性・科学性の確保をつうじて、実践的な課題の解決に貢献しうる調査をおこなうよう努めなければならない。

第 11 条（データ・知見改竄の禁止） 会員は、調査母体となる団体・企業の利益に反する結果が得られた場合でも、知見を偽ってはならない。

第 12 条（研究倫理の相互検証） 学会は、上記の研究倫理に関して、会員相互の批判・評価・検証、問題の共有および解決にむけた議論のために開かれた場でなければならない。

付則

- (1) 本綱領は、2008 年 5 月 10 日より施行する。
- (2) 本綱領の変更は、総会の議を経ることを要する。